

大阪市住之江区と株式会社名門大洋フェリーとの
パートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「住之江区」という。）と株式会社名門大洋フェリー（以下「名門大洋フェリー」という。）は、つぎのとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住之江区及び名門大洋フェリーが包括的な連携のもと、相互に協力し、住之江の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 住之江区及び名門大洋フェリーは、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）住之江区のブランディング（魅力の向上、イメージアップ、知名度向上、情報発信等をいう。）に関する事
- （2）観光施策及び事業の共同企画に関する事
- （3）住之江区の地域活性化に関する事
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関する事

（禁止事項）

第3条 名門大洋フェリーが取組を行うに当たっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、住之江区及び名門大洋フェリーのいずれから改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 住之江区及び名門大洋フェリーは、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を、漏らしてはならない。

（協定の解除）

第6条 この協定の実施にかかり、住之江区及び名門大洋フェリーが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- （1）政治的行為を行ったと認められる場合
- （2）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- （3）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合

(4) その他区長が認める場合

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、住之江区及び名門大洋フェリーが協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

株式会社名門大洋フェリー

代表取締役 **野口恭広**

大阪市住之江区役所

住之江区長 **高橋英樹**